

岩手県告示第442号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり宮古市復興整備計画に農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第4項に規定する農用地利用計画の変更に係る農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を記載したいので、その旨公告する。

平成26年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 農用地区域の名称 津軽石・赤前地区
- 2 変更に係る農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分 別紙図面のとおりに。
- 3 農用地利用計画の案の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 岩手県農林水産部農業振興課及び宮古市役所
 - (2) 期間 平成26年6月10日から同月24日まで

備考1 「別紙図面」は、省略し、3(1)の場所に備えておいて縦覧に供する。

- 2 宮古市の住民及び利害関係人は、3(2)の期間の満了の日までに、縦覧に供された変更に係る農用地区域及びその区域内にある土地の農業上の用途区分の案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部農業振興課である。